

白河市文化芸術推進審議会会議傍聴要領（案）

白河市文化芸術推進審議会

1 傍聴する場合の手続き

- (1) 白河市文化芸術推進審議会の会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で住所及び氏名を記入し、議長の許可を受けてください。
- (2) 傍聴希望者が議長の決定する定員を超えた場合は、先着順とします。
- (3) 傍聴の許可を受けた方は、係員の指示に従い会議の会場へ入場し、所定の場所に着席してください。

2 傍聴する際の遵守事項

会議の傍聴に際しては、次の事項を遵守してください。

- (1) 会議中は、携帯電話の電源を切り、静かに傍聴してください。また、会議に関する発言、拍手その他の方法により賛成、反対等の意向を表明しないでください。
- (2) 飲食、喫煙等をしないでください。
- (3) 写真撮影、録画、録音等を行わないでください。
- (4) 会場において、貼り紙、ビラ、プラカード、のぼり等の持ち込みやはちまき、腕章等の着用をしないでください。その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為はしないでください。
- (5) 非公開となる議題の前に指示があったときは、速やかに会場外へ退席していただきます。

3 会議の秩序の維持

- (1) 2の事項を遵守するほか、会場内では、係員の指示に従うこと。
- (2) 遵守事項に違反した場合には、注意を促します。なお、注意に従わないときは、退席していただく場合があります。

4 その他

不明な点があれば、係員にお問い合わせください。